

## 第7回 船橋市総合計画審議会 議事録

日時 平成23年3月3日(木) 18時00分～20時00分

場所 船橋市役所9階 第一会議室

出席委員 武藤博己会長、金沢和子委員、川井洋基委員、斎藤忠委員、まきけいこ委員、  
有馬和子委員、北澤哲弥委員、斎藤哲瑯委員、石井庄太郎委員、内海優委員、  
河村保輔委員、村田佐江子委員、本木次夫委員、森田基委員、山下瑠璃子委員  
(以上15名)

※欠席 中村正董副会長、村木美貴委員、伊藤壽紀委員、椎名博信委員、深沢規夫委員、  
(5名)

市側出席者 金子企画部長、事務局(山崎企画調整課長、野沢課長補佐、三澤、石原、三  
輪、市川、矢野、松丸)

傍聴者 3名

議事内容

1. 答申案の検討について
2. その他

### ■資料の確認および報告事項

(会長)

- ・資料の確認を事務局よりお願いします。

(事務局)

それでは、本日お手元に配布させていただきました資料の説明をさせていただきます。  
まず、資料の1 タイムスケジュールで、本日は答申書の本文案と意見集の中身について  
ご議論いただき、最後に会長から前回ご提案のありました「計画の愛称」についても  
併せてご議論いただければと考えております。

次に資料の2ですが、こちらは3月29日に市長へ答申をご提出いただく際の「鑑文」  
と先日皆様に事前に送らせていただきました「答申本文」をセットにしております。

資料3は答申本文に添付する資料といたしまして、本審議会における意見集と、皆様のお名前、審議会、小委員会開催の経緯、最後に総合計画審議会の条例を合わせたものとなっております。

なお、答申の際には、資料2の鑑文で1枚単独、2枚目以降の答申本文と資料3全体を合わせたもので合冊、という形式とさせていただきます。

資料4は、答申の受けた後の策定の流れをまとめたものです。

資料5は前回、第6回審議会の議事要旨となっております。

お配りした資料の説明は以上になります。

(会長)

- ・ありがとうございました。それでは、議事の 1 番目、答申案の検討について始めたいと思います。1 時間位をここに振り分けたいと思います。
- ・事務局から説明をお願いします。

## 1. 答申案の検討について

(事務局)

### ー資料 2「答申案」、資料 3「答申案別添資料」説明

それでは、答申案及び、意見集について資料の 2 と 3 をもとに説明させていただきます。先日、答申文案とこれまで皆様よりいただきましたご意見の概要について、事前を送付させていただきました。現在のところ、意見集におけるご自身の発言内容についての若干の修正を除き、意見の趣旨が違う等の修正案はありませんでした。

まず、資料 2 と資料 3 の構成について説明させていただきます。

資料 2 の答申書についてですが、先ほど説明したとおり、鑑文としてお示ししたものを 1 枚めくっていただきますと、答申書の表紙となっております。1 枚めくっていただきますと、目次の次に「はじめに」と題しまして、本審議会の開催経緯や、素案審議にあたっての全般的な考え方や論点、として武藤会長の文書を掲載させていただいております。

2 ページ目からが答申、として本審議会としての提言をまとめたもので、掲載順としては、議論の順番とは異なりますが、計画書の構成に合わせ、序論、リーディングプラン、分野別計画の各章ごとの順に載せております。

なお、提言のまとめ方としましては、審議会の中で意見が統一されたものについて掲載し、類似のご意見や、同一の箇所に対するご意見は、ある程度まとめた中、項立てや、基本施策レベルの大きな論点ごとに掲載させていただきました。詳細については後ほどご説明いたします。本日この後、愛称についてご議論いただき、審議会としての結論が出た際には、そちらも答申に乗せるものと考えております。

続きまして、資料の 3 ですが、これまでの審議会委員の皆様から頂いたご意見を答申と同じく序論、リーディングプラン、分野別計画各章の順に掲載しております。こちらは、一般的な質問や確認の部分を除きほぼすべてのご意見を掲載させていただいております。なお、事前にお配りさせていただいた意見概要一覧には、確認用にお名前を掲載しておりましたが、審議会として答申書につける意見集としては個人のお名前は除かせていただいております。18 ページには、全委員のお名前と役職等を掲載させていただきました。内容につきまして、間違いがないか今一度ご確認いただきますようお願いいたします。

次のページには、審議会、小委員会を併せてこれまでの会議の経過を掲載しております。最後のページには本審議会の条例本文を掲載させていただき、これらをまとめて答申書に合わせる資料とさせていただきます。

構成に関する説明は以上で、それでは、答申本文の内容について、その概要、という形で説明させていただきます。資料の 2 に戻ります。

まず、答申書の2ページをご覧ください。「序論」についてでございます。

こちらでは、「環境」という課題について生態系の保全に関する事柄を例に挙げながら課題相互の関連性に留意が必要なこと、貧困や就労環境等の緊急性の高い課題や船橋の特徴についての記載の充実が必要なことについて、また、生活者の視点に立った都市基盤の整備や、安心安全に関する部分では、ハード面とソフト面を切り分けた記載が必要なこと、「新しい公共」について、行政サービスを従来は幅広く行政が担ってきた点を踏まえつつ、今後は新たなサービス提供の在り方への転換が必要であるといった内容で皆様の提言をまとめさせていただきました。

さらにコミュニティについては新たな設立を認める際には、まとまりのある生活環境を整備することに適すると住民行政共に判断した場合、と記載することと地区コミュニティにたいして行政コミュニティという表現は誤解を招きやすいため行政ブロックという表現に変更してはどうかという点についてもまとめております。

続きまして3ページ「リーディングプラン」についてです。

こちらでは、リーディングプランの名称や位置づけの記載や、このプランが市民意見をもとに作られたことが分かるようにすること、分野別計画との関係が分かりやすくなる図の挿入、船橋らしさを感じられる工夫、選択と集中にあたって実施計画等に位置づけることによる着実な進行管理、また分野横断的な取り組みに向けた部局間相互の連携について提言をまとめております。

続きまして4ページ分野別計画第1章、「いたわりあい」と「支え合い」の心に満ちたまちについてです。こちらでは、社会福祉と地域福祉の表現について、法律上の定義に基づく整理が必要な旨と、子育て環境の充実に向けた病児・病後児保育や療育支援と教育の連携に関する記載について提言をまとめております。

続きまして5ページ、第2章、いつも身近に「安らぎ」が感じられるまちについてです。先に一点訂正がございます。212豊かな緑の保全と創出でございますが、ここのタイトル部分、みどり、は平仮名に訂正させていただきます。これは意見集の該当部分も同じ、ということでご了承ください。では、内容ですが、こちらでは、「里山」について広義の概念で定義することと、樹林以外の里山に対する取り組みについて、また、三番瀬の保全・再生やそれに向けた広域的な連携、生物多様性に関する考え方の整理、リユース、リデュース、リサイクルの3Rについては重点を置く順番が分かる表現を、といった提言についてまとめさせていただきました。

続いて6ページ、第3章、文化を育み「豊かな心」と「生きがい」が実感できるまちについてです。こちらでは、生涯学習の推進に向け、家庭、学校、社会教育を総合的にとらえ、相互連携を図る必要性に関する記載や、社会教育法改正の趣旨を踏まえた生涯学習によるまちづくりの推進の重要性に関する記載、家庭の在り方の多様化や、地域や家庭の教育力の現状と課題を明記すること、子どもたちが自己肯定感を持てるような方向性や、中高生の場づくりの重要性を記載することといった提言をまとめさせていただきました。

続いて7ページ、第4章、活気あふれる「生き生き」とした暮らしのあるまちについてです。こちらでは、まず、産業・商業に関することとして、地域特性に応じた産業振興の必

要性や、産品ブランド創出にあたっての商工会議所等との協働、起業支援に対する指標の設定、中小小売店舗の重要性と支援の必要性や、快適に買い物ができる環境整備に関しては商店街と行政の協働が必要なことの記載について、また、雇用環境としてニート問題等に対応した職業教育や企業のPRの取り組みの記載について、農業・漁業としては、耕作放棄地に対する考え方の整理や高付加価値化、競争力の強化の必要性、環境の側面からみた漁場の捉え方の記載について、消費生活としては、生産と消費の場が近いという特性を活かす取り組みや消費者、特に高齢者の保護の取り組みの強化の記載についての提言をまとめさせていただきました。

続きまして9ページ、第5章、都市の活力を生み発展し続けるまちについてです。

こちらでは、農地の多面的機能を踏まえ、都市サイドからの農地保全の考え方や、看板等の違反広告物の適正な方向への誘導、また、市民主体のまちづくりの重要性に関する記載について、また、ベイエリアに関しては海を活かしたまちづくりの基本理念を踏まえた船橋らしいベイエリアを形成するという方向性や様々な主体との協働を記載することについて、道路に関しては、利用者の視点に立ったまちづくりを目指すことがわかるような記載や、用語に関する市民にとってわかりやすい表現について、市街地の整備については、にぎわいだけでなく安らぎを感じるまちづくりの方向性や、土地区画整理事業の課題に関する記載、並びに指標についての提言をまとめさせていただきました。

続いて11ページ、第6章、新時代をひらく「創意」と「意欲」にあふれるまちについてです。こちらについては、まず協働のまちづくりとして、市民団体等による公共・公益的な活動の促進と安全や住民福祉の向上といった市の本来の役割に対する市の市政の記載について、情報共有の推進としては多様な媒体や手法についての具体的例示や、情報バリアフリー化に関する記載について、男女共同参画については、人権やお互いの本質の理解する教育や、就労環境の整備・改善に向けた取組、虐待やDV等からの被害者保護を含めた、男女間の様々な問題の解決に向け、市が積極的に取り組む姿勢に関する記載についての提言をまとめさせていただきました。

最後に12ページ、第7章、計画の推進にあたってについてです。こちらでは、権限移譲に伴う財源移譲の必要性や、市政運営に市民意見を反映させることの重要性の高まり、また、市民のために行う行政改革についての記載や、公金徴収一元化については個々の事情に配慮したきめ細かな対応を行っていることが伝わるような記載について提言をまとめさせていただきました。

答申案についての説明は以上で、本日はこれらのうち、答申の本文案や意見集の表現につきましてご審議いただければと考えております。

事務局よりの説明は以上です。

(会長)

- ・「はじめに」については、事務局の協力を得て私が記載したものです。何か表現についてご意見があればお願いします。
- ・続いて「序論」から検討していきたいと思っております。

(北澤委員)

- ・第 1 節 社会・経済の動向と船橋の課題の一つ目について、「生態系の質を守るには農業や経済効果を含めた」とありますが、守るものは質だけではなく空間としての側面もあるため、「生態系を守るには農業や経済活動等を含めた」と直して頂ければと思います。

(会長)

- ・今のご意見で修正するという事でお願いします。
- ・第 1 節の二つ目について、「放置出来ない課題」とあるが、「できる」「できない」は漢字表記でよろしいですか。

(事務局)

- ・確認しますが、かな表記の方向で修正します。

(会長)

- ・これまでの公文書の記載内容と統一して頂ければよろしいかと思ます。

(川井委員)

- ・今の北澤委員のご指摘の箇所について「農業や経済活動等を」の前に、「自然環境はもとより」を入れた方がわかりやすいと思ます。

(北澤委員)

- ・一般の方の場合には生態系と自然環境というのが重複していると理解され、かえってわかりにくくなるのではないのでしょうか。

(川井委員)

- ・自然環境の一部に生態系が含まれるのであり、その点が明確になるようにした方がよいのではないかと思ます。

(会長)

- ・生態系と自然環境の違いについて教えてください。

(川井委員)

- ・生活環境の対比として自然環境があり、その中に生態系があると理解しています。

(北澤委員)

- ・概ね同じものを指し示していますが、生態系の方が「系」であるので、生き物と物理的な環境との相互作用などのシステムに着目している表現です。

- ・自然環境は、生態系も含めた物質的な場所なども含めたものを指し示しています。
- ・生態系を守るには、その入れ物となる自然環境はもとより、という言い方は、表現としては正しいと思います。

(会長)

- ・それでは、「生態系を守るには自然環境はもとより農業や経済活動等を含めた・・・」と直したいと思います。
- ・続いて、リーディングプランに移ります。ここでは様々な意見が出されていますが、審議会としてリーディングプランを確定するなど、具体的な提案にまでは至っていません。出されたご意見を審議会での共通の意見としてとりまとめたものであります。
- ・特にないようであれば、引き続き「第1章」に移ります。
- ・なお、今後具体的にどのように記載されるのか、この段階ではわかりませんが、この答申を受けて行政が文章を精査し、その内容が公表されるということになります。

(まき委員)

- ・審議会の議論を振り返りますと、それぞれの担当課との調整などもあり、表現などの細かい内容で変更可能な点については既に事務局とも合意が得られていると思います。
- ・そうしますと、答申に書かれることについては、変更が難しいものではないか、あるいはまだ庁内での調整・合意ができていないものという理解でよろしいでしょうか。

(会長)

- ・答申には細かい点を書き込むと膨大になりますし、議事録としても残りますので、記載していません。

(事務局)

- ・議論の中では、細かい内容についての議論でその場で対応策が決定したものもあれば、具体策はなくても、大きな方向性として提示されたものもあり、様々な内容とレベルの議論が出されています。それらを概括的に整理したものをご理解頂きたい。ただし、細かい修正点については議事録の中で調整できているとご理解頂ければと思います。

(会長)

- ・それでは、第2章に移りたいと思います。

(まき委員)

- ・3Rについては、例えば「まず、リデュースが最重要であり、続いてリユースを行い、その次に～」と記載して頂けるとより明確になると思います。

(会長)

- ・そのように変更しても問題はないと思われしますので、ご指摘通りに修正したいと思います。

す。

(事務局)

- ・「まず」と「最重要」の「最」の表現は内容が重複するように思います。

(会長)

- ・それでは、まき委員も同意ですので、「まず、リデュースが重要であり」とします。

(北澤委員)

- ・2-1-3「自然と共生したまちづくり」の1点目について、内容がわかりにくいという意見があります。
- ・答申の内容的には「再生」だけですが、「保全」についても触れた方が良く、全体として、「三番瀬の生物多様性が減少している現状を踏まえ、『保全』だけでなく、『再生』も必要である旨の記載を検討されたい」としてはどうでしょうか。

(会長)

- ・問題ないと思いますので、ご指摘のように変更したいと思います。

(北澤委員)

- ・2-1-3「自然と共生したまちづくり」の4点目について、これまで、生物多様性について整理されているので、「生物の生息環境を悪化させる」を「生物多様性を減少させる」とした方が、全体の流れがよいのではないのでしょうか。また、三番瀬では外来生物の侵入が問題になっているので、「外来生物や気候変動など」とした方が良いかと思います。

(会長)

- ・まとめると、「外来生物や気候変動など、生物多様性を減少させる要因を明記されたい」となりますが、事務局はいかがですか。

(事務局)

- ・北澤委員から書き換え文案を書面で頂いており、その内容を抜粋整理して意見集を作成しています。現在の意見集については、外来生物についての記載はありませんが、頂いた書面には記載がありますので、意見集についても併せて修正したいと思います。

(会長)

- ・それでは、その通り修正していただくということで、第3章に移ります。

(斎藤(哲)委員)

- ・3-3-1「関係機関との連携による家庭と地域の教育力の向上」については、「家庭教育」だけ浮き出ているように思うので、2行目について「家庭教育」の言葉をとり、「家

庭や地域の教育力の現状や課題について～」としてはどうでしょうか。

- また、「教育力の現状や課題について明記する」とありますが、明記できるでしょうか。明記できないなら、「明らかとするとともに」とした方がよいのではないのでしょうか。
- 3-3-2「豊かな知性と確かな学力、健やかな身体の育成」について、自己肯定感が減少していることはデータからも明らかにできると思いますが、「ここに生まれて良かったという意識の低下が問題になっている」というのは、断言可能なほど明らかなものなのでしょうか。

(金沢委員)

- 子どもたちの自己肯定感の中身について「ここに生まれて良かったという意識」という整理をされているように理解していました。

(会長)

- 自己肯定感の意味として、「ここに生まれて良かったという意識」という理解でよいですか。

(まき委員)

- 発言したときに自己肯定感という表現を使わずに、「自分が生まれて良かった」という例示で表現したように記憶しています。
- 自己肯定感という言葉で包含できるように思いますが、馴染みのある言葉ではないので、斎藤委員の方で自己肯定感をかみ砕いた内容でご提案頂ければそちらに変更してはどうかと思います。

(斎藤(哲)委員)

- 別の見方をすれば、責任感や積極性、創造性などという言葉であるとわかりやすいのではないのでしょうか。「生まれて良かった」というのは口語の中では使いますが、そう言い切って良いのかどうか。自殺やいじめの問題があるのであれば、むしろその具体的な文言を入れた方がわかりやすい感じもします。

(川井委員)

- 自己肯定感の後ろに、いきなり、「ここに生まれて良かったという意識の低下」が取り上げられていることが違和感につながっているのではないのでしょうか。

(会長)

- 「子どもたちの自己肯定感や、責任感や積極性などの意識の低下」とつなげることになるのでしょうか。



(まき委員)

- その内容は意図していることと異なるように思います。
- 「ここに生まれて良かったという意識の低下」を削除してしまっても、十分に趣旨は伝えることはできるが、責任感や積極性などの用語が盛り込まれると、方向性が変わってくるように思います。

(斎藤(哲)委員)

- 「子どもたちの自己肯定感、例えば生まれて良かったという意識の低下などが問題になっている」という言い方ではどうでしょうか。
- 「ここに」という表現は、時代背景なのか場所なのかもわかりにくいため削除してはどうでしょうか。
- 子どもたちが全体的に、どう生きていけばよいのかわからない、対人関係が弱い、責任感や積極性の低下などは指摘できます。ただ、「生まれて良かったという意識の低下」は、全体として言えるのかどうか、やや不安があります。

(本木委員)

- 「自己肯定感」という表現は、一市民としてはよくわかりません。「ここに生まれて良かった」という気持ちや、「自分が大切にされている」という認識などを持つようになることが「自己肯定感」ということなのでしょう。
- 「自己肯定感」については、「例えば」として具体的に記載頂いた方がわかりやすいと思います。

(会長)

- それでは、「子どもたちの自己肯定感、例えば『生まれて良かったという意識』の低下等が問題になっている～」としてはどうでしょうか。そのように文章上の訂正をお願いします。
- 3-3-1 関係機関との連携による家庭と地域の教育力の向上については、ご指摘通りの表現、「家庭教育」を削除して、「家庭や地域の教育力の現状や課題について～」に修正したいと思います。
- この後は、4章以降どこからでも、気になる点があればお願いします。

(まき委員)

- 8ページの4-3-1「安心できる消費生活の確立」の一つ目について。
- 2行目、後半部分について、「体験することができる取り組みなど、生産のありようを活かした船橋らしい消費生活について記載されたい」と文言を考えましたが、まだ「生産のありよう」という表現もあまり適切ではないように思います。皆さんのご意見をいただければと思います。
- この指摘の趣旨は、生産の仕組み等を知ること、消費生活がより豊かになるという概

念であり、消費者と生産者をただ結ぶということではありません。

(会長)

- ・消費者も生産者のことを、生産者も消費者のことを考えたというようなことですか。

(まき委員)

- ・ここは消費生活の内容を記載する箇所であり、消費生活に生産現場が近いことをどう活かせるかという視点で書くべきだと思うので、消費者が生産者のことを、という側面のみを記載すべきだと思います。
- ・食べ物がどのように作られるのか、どのように漁が行われるのか。それ自体は船橋らしいことではないかもしれないが、そういった内容を知ろうと思えば身近に知ることができる土地であることが船橋市の特徴であり、それが消費生活に活かされていないように思います。

(河村委員)

- ・今のご指摘の内容を勘案すれば、「生産のありよう」が一番適切ではないかと思えます。あるいは「生産の姿」という表現も考えられます。

(まき委員)

- ・消費者と生産者を結ぶとすると、地産地消などとなってしまう、それはやや異なるように思います。

(河村委員)

- ・食について学ぶとか体験するという内容があるので、「ありよう」という表現の方が伝えたいことがわかるように思います。

(会長)

- ・個人的にはやや難しくなるようには感じます。
- ・「生産のありよう」、深みのある言葉です。

(本木委員)

- ・「体験することができる取り組みなど、消費者が生産のありようを理解し、船橋らしい消費生活に結びつけていく」という理解で正しいでしょうか。

(まき委員)

- ・ご指摘の通りです。
- ・付け加えるとすると、「船橋らしい豊かな消費生活」とすれば、生産の現場の知識を得ることで消費生活が豊かになるということも表現できるかと思えます。

(会長)

- ・それでは、そのように修正することとします。

(事務局)

- ・「ありよう」については漢字か、ひらがなか確認させて下さい。漢字だと「ありさま」と誤読される可能性があります。

(河村委員)

- ・「あり様」が良いのではないのでしょうか。

(事務局)

- ・調べて標準的な記載で対応するようにします。

(金沢委員)

- ・4-3-1 安心できる消費生活の確立の二つ目について、特に何らかの修正を求めるものではありませんが、この後行政がどのような表現にするのか不安もあるので触れさせていただきます。
- ・担当部署としては、細かい取り組みなどについては、基本計画の下の実施計画レベルで記載するとの思いがあると思いますが、特に高齢者が被害に遭いやすい、ということを強調したいと思っており、この表現で担当課が理解して頂けるかどうかは不安を感じます。

(斎藤(哲)委員)

- ・高齢者と限定していますが、被害に遭いやすいのは子どもなどもそうです。
- ・「被害に遭いやすい高齢者等」としてはどうでしょうか。

(金沢委員)

- ・子どもの場合は、近くにアドバイザーになる大人がいる場合が多いが、高齢者の場合は、行政が何かをしないと、盾になったり、間をつないでくれたりする人が少ないように思います。
- ・特に単身高齢世帯の場合は、何の障害もなく被害を受けてしまうということがあります。高齢者を守るという行政姿勢を出して頂きたいということもあり、意見を提示しました。

(事務局)

- ・金沢委員のご提案については、第4回の審議会で対応方針として事務局が提示した中から、この審議会の場で選んで頂いた経緯があります。
- ・その時の決定にまで遡って変更するというのであれば、今の方向性で考えさせていただきます。

(斎藤(哲)委員)

- ・わかりました。それでは、「高齢者に配慮して」ではなく、「高齢者に対しては」とすると、もう少しわかりやすくなるのではないのでしょうか。

(会長)

- ・そういうかたちでよろしいですか。
- ・振り込め詐欺などについても高齢者が多いといったことが関連しているのだろうと思います。
- ・他にいかがですか。

(川井委員)

- ・12ページの第7章、7-1-1「『選ばれる都市』を目指した質の高い市政運営」については、「市政運営」とあり、7-1-2以降の表題は「行政運営」となっています。これは、統一しなくても良いのでしょうか。

(事務局)

- ・同じような議論が庁内策定組織でもあり、使い分けた経緯がありました。その時の資料がいま手元にないのですが、行政運営というのは方向性が定まった中で効率的に実施していくもの、市政運営は根本的な政策の方向性についても含めた内容であり、それを行政運営とすると矮小化されるという議論であったように思います。

(川井委員)

- ・使い分けの意図はわかりませんが、市民がそれを理解できるのかどうか疑問です。

(事務局)

- ・答申についてはそのままとさせて頂き、実際の計画策定時に工夫を行うという対応とさせて頂けますでしょうか。

(会長)

- ・行政運営は内部管理的なことを強調しているという概念である、ということであれば、この使い分けで適切かと思えます。今の事務局の対応をお願いします。

(金沢委員)

- ・11ページの6-3-1「男女共同参画社会の形成」の二つ目です。
- ・この意見の背景は、企業に対して雇用環境改善について周知するだけではなく、雇用が広がるように、支援を行うことも重要であるということがあったと思います。
- ・この文章を見ることで、市が企業に対し就労支援も行うと読めるのか、と不安になりました。

(まき委員)

- ・私の理解としては、就労支援というよりも、企業が男女共同参画を進めていくことを支援するという理解であり、この文章で問題はないように感じました。

(事務局)

- ・最後に議論を引き取ったところですが、市がそういう企業を望んでいるという姿勢を明記して欲しいということでご意見を頂き、それを「評価」として記載しています。
- ・例えば、入札などについて男女共同参画に取り組んでいる企業を評価するといった取り組みがあるなら、それも明記すべきといったご指摘なども頂いたので、「支援」が重要ということではなかったと承知しています。

(会長)

- ・市が「評価し、支援していく」の方が良いのではないのでしょうか。
- ・今後は、答申を受けてどのように表現されていくのかということになりますが、審議会としてはこの段階で議論が終了となります。

(本木委員)

- ・これだけの時間と労力をかけた結果ですので、最終的に行政計画にどの程度反映されるのかということについて、今後一市民としては、パブリックコメントなどを通して意見提示できるだろうと思っています。

(会長)

- ・資料4にも記載されていますが、パブリックコメントや市民への説明会なども予定されているようです。
- ・有馬委員、特によろしいでしょうか。

(有馬委員)

—首肯により同意

(会長)

- ・一度休憩を入れて、その他の議題に移りたいと思います。

—休憩—

(会長)

- ・議題1について、追加のご発言があります。

(北澤委員)

- ・5ページの2-1-3「自然と共生したまちづくり」の5番目について、生物多様性基本

法については、「確保」という表現も使われているため、「生物多様性基本法と合わせ」を削除し、「『保全』だけではなく『再生』も必要である旨を明確にするため、『保全・再生』という表現に～」として頂きたいと思います。

(会長)

- ・特にご意見がないようであれば、趣旨は変わらないのでその通り変更をお願いします。

(内海委員)

- ・7ページの411まちの活力につながるにぎわいの創出の2つ目について、「セイゴ・フッコ」と言われても一般の方には理解されないと思うので、鱸（スズキ）に修正してはどうかと思います。

(会長)

- ・そのように訂正をお願いします。

(事務局)

- ・追加ですが、今の議論で答申書を変更する場合、その背景となる意見集の発言についても訂正が必要になる場合があるかと思います。その場合は、個別に事務局までご指摘ください。

## 2. その他

(会長)

- ・後期基本計画の愛称については、特に事前にはご意見をいただいていません。

(事務局)

- ・次回までということでしたので、ここでご意見が頂ける可能性もあるかと思います。

(会長)

- ・もし、アイデアがなければ、愛称を考えて欲しい、という答申としてはどうでしょうか。
- ・私としては、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」が基本理念ですので、「生き生き船橋プラン」とか、「ふれあいの船橋計画」というのが、基本構想から発想できる名称としてはあり得ると思います。
- ・愛称がついた方が、市民に広く言及される計画になるように思います。

(有馬委員)

- ・各個別計画に愛称や副題がついていると思いますが、それと関連して愛称を検討する必要があるのではないのでしょうか。

- ・例えば、「ふなばし健やかプラン 21」では、「声かけて支えあってまちづくり」というのが副題となっています。そういうものとの関わりも出てくるのではないのでしょうか。

(会長)

- ・ご指摘の通りだと思います。そうすると、「ふなばし夢プラン」とか「ふなばし未来計画」などの名称も可能だろうと思います。
- ・個別にこういう風にしたらどうかという議論は難しいと思います。市民説明会などもありますので、その中で愛称が生まれてくることをめざして頂きたいと思います。
- ・公募するというのも1つの手としてあります。

(河村委員)

- ・頭の柔らかい子どもや青少年の方にも考えてもらえるように、公募がよいのではないのでしょうか。
- ・この計画の中身がわからないと発想できないようなものではなく、10年後のふなばしがこのふうになってほしいという思いを言葉として募るのがよいのではないかと思います。
- ・中身にとらわれると出てこないように思います。

(斎藤(哲)委員)

- ・公募がよいと思います。
- ・生涯学習推進計画では立ち上げ時に、小学校に標語と絵を公募しました。400～600点ほど集まりましたが、その中で一番使われたキーワードは「星」でした。その結果、一番星プランとしてまとめて、ある中学生の絵画を表紙に使いました。
- ・また基本構想での「生き生きとした」も1つのキーワードだろうと思います。

(会長)

- ・それでは、愛称を考える、愛称の決定方法については公募も含めて検討して頂きたいということ、答申として入れたいと思いますがいかがでしょうか。

一各委員首肯により同意

(会長)

- ・続きまして、今後の策定の流れについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

一資料4「今後の策定の流れ」説明

それでは、今後の策定の流れについて説明させていただきます。資料4をご覧ください。  
3月29日の答申を受けた後、4月当初には後期基本計画の原案を作成します。また、

計画指標として市民満足度を掲げたものを対象に4月中旬ごろからアンケートを実施して、その現状値を把握し、目標値も設定します。

更に、計画原案の市民の皆様への周知を図るため、5月、6月にかけて市民説明会を開催します。日程は資料にお示ししたとおりですので、開催の際にはよろしければお越しくださいようお願いいたします。しかしながら、まだ予定ですので施設等の都合により、変更となる可能性もございます。この点、ご留意いただければと考えております。また、時期を同じくして5月から6月にかけてパブリックコメントを行い、ご意見をいただく予定です。

市民説明会、パブリックコメントでのご意見を受け、後期基本計画（案）を作成したのちは、9月に開催される市議会に議案として提出し、審議いただく予定です。

議決をいただきますと、後期基本計画の策定ということになりまして、デザイン、レイアウトの調整を行ったのち、計画書の印刷となります。

今後の流れとしてはこのような流れとなっております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

- ・ありがとうございました。
- ・何かご質問はありますか。

(本木委員)

- ・この会議の最初の方に、基本構想と基本計画と実施計画を全て含めて総合計画ということをご説明頂きました。
- ・実施計画については見たことがありません。これはどういうかたちで市民に提示されるのかについて確認させて頂きたいと思います。

(事務局)

- ・実施計画については、こちらでご議論頂いていませんが、現在の仕組みの中では4年間の実施計画を有しており、平成20年度を初年度とする実施計画が現行計画となっております。冊子については、行政資料室や図書館で閲覧可能です。
- ・また、船橋市のホームページ上でも公開しています。

(本木委員)

- ・船橋市の財政状況は、広報ふなばしで毎年公表されます。
- ・総合計画の中の実施計画ですから、これについても4年ごとに市民がわかりやすく理解できるような内容で、市民が評価できるようなかたちで公表されても良いのではないのでしょうか。
- ・今後事務局でご検討頂ければと思います。



(事務局)

- ・今後の実施計画の仕組みについては、現在のところ計画期間から白紙であり、来年度検討していく予定です。
- ・基本計画の答申を受けて、実際にパブリックコメントをかける原案を策定しますが、その原案について、パブリックコメント後の対応についても広報でお示しさせていただきたいと考えています。いずれにしても、今後とも、市民への情報公開については留意していきたいと考えています。

(会長)

- ・先ほど確認することを忘れてしまったのですが、最終的な文案については、事務局と調整しながら、会長一任ということでご了解頂きたいがいかがでしょうか。

―首肯等により参加者同意

(会長)

- ・ありがとうございます。
- ・今日の議論を正確に反映させるよう努力します。

(森田委員)

- ・もともとの素案で記載されている3ページの「計画の評価・検討」、というところで、計画の評価・検討を行い見直しを行う、とあるが、今後についてはどのように実施していくのでしょうか。
- ・計画の見直しサイクルについてご教示頂けますか。

(事務局)

- ・平成23年度に進行管理のシステム構築を予定しています。その中で、基本計画の進行管理のために、記載されている指標をどう使い、評価をどのように活用するのか、また、実施計画をどのように連動させ、評価していくのかということを考えていきたいと思えます。
- ・今後の検討状況についても、市民の皆様にお示ししていきたいと思えます。
- ・また、計画の見直しについては、今申し上げた行政評価の仕組みとは別に、数年後に見直すことも視野に入れているということを明示しています。

(会長)

- ・次回の開催についてご説明下さい。

(事務局)

- ・第8回は答申を市長に提出して頂く事になります。

- ・平成23年3月29日16:00から、16:30を予定しています。場所は10階中会議室となりますのでご留意下さい。
- ・流れとしては、開会の後に、会長より審議会の答申を提出し、概要についてご説明頂き、その後市長からの謝辞、集合写真の撮影を予定しています。
- ・市長退室後については、後期基本計画の普及や進行管理等についてご意見を頂ければと考えています。
- ・開催通知を送らせていただくので、3月18日くらいまでに出席／欠席、いずれの場合でもご返信をお願いします。

(会長)

- ・特にご質問がないようであれば、これにて第7回船橋総合計画審議회를終了します。

(以上)